

北区 産業支援ガイド

令和7年度版



経営相談

融資相談



技術相談

販路相談

商店街・個店支援

創業支援



SDGs認証制度

ものづくり支援



しびさわくん©2020 東京北区観光協会

目次

1. 中小企業相談	1
2. 主に創業を検討している方を対象とした支援	3
3. 主に中小企業者を対象とした支援	4
4. 東京都 北区SDGs 推進企業認証制度	4
5. 主に中小小売商業・サービス業に属する事業者を対象とした支援	5
6. 中小企業を対象とした融資あっせん	6
7. 福利厚生	8
8. 北区の産業情報	8
9. 内職あっせん	8
10. その他の情報提供窓口	9
11. 関連機関一覧	10

1. 中小企業相談

ご相談内容に適した相談先をご案内します。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kita.lg.jp/business/business-support/1011287/index.html>



(1) 経営相談 (オンラインでもご相談できます) ・相談日時 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

金融・財務・開業・経営の合理化など中小企業経営に関する様々な問題に中小企業診断士が適切なアドバイスを行います。(要予約)

・相談場所 産業振興課経営相談室またはオンライン (Zoom)

〈経営アドバイザー〉

	岡田資司 (水・木)		橋本直子 (月・火・木・金)
得意分野	製造業 建設業 社会福祉法人 IT 人事労務相談	コメント	困っているが「誰に、何から」と悩む経営者の皆さまへ。幅広い分野で悩みの状況整理からお手伝いします。早めのご相談を。
得意分野	サービス業 飲食業 小売業 起業 融資相談	コメント	経営者の皆さまはもちろん、起業を考え中の皆さまも、お悩みの内容をお聞かせください。お待ちしております。

(2) ビジネスアドバイザーによる相談 ・相談日時 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

経営課題が不明確、潜在的な方に対し、信用金庫から派遣された北区ビジネスアドバイザーが経営課題の明確化及び経営課題解決に向けたアドバイスを行います。

相談希望日の2営業日前までにご連絡ください。

・相談場所 産業振興課経営相談室、オンライン (Zoom)、又は事業所訪問

(3) 融資相談〈融資相談専門員〉・相談日時 月～金曜日 午前9時半～午後5時

東京信用保証協会の元職員が経験を活かし、融資あっせんに関するご相談をお受けします。



森田茂之
(水・木・金)



山岸哲朗
(月・火・水)

(4) IT・IoT相談〈IT・IoT相談員〉・相談日時 火曜日 午後1時～3時半

業務システム・IoTの導入、web活用、補助金獲得などの課題に対して専門相談員が出張・窓口相談によるアドバイスを行います。



木佐谷 康
やさしいIT・DX、お金のかからないマーケティング、補助金活用などの相談に対応。



目黒周平
中小企業、小規模事業者のIT利活用、情報セキュリティ対策を支援

(5) デザイン相談〈デザイン相談員〉・相談日時 木曜日 午後1時～3時半

集客力アップのためのチラシ類、店舗ディスプレイ、新製品のデザイン・パッケージなどの課題に対して専門相談員が出張・窓口相談によるアドバイスを行います。



藤崎知子
どんな見せ方が効果的か、HPやSNSとどう連携させるか、訴求力のあるデザインをお手伝い。



竹田壮一朗
思いをカタチにするためのヒントやコツをお伝えします。
お気軽にご相談ください。



吉田晃永
製品やパッケージのデザインを中心に、「つくる」「つたえる」のお悩みや3Dの相談に対応。



須藤 慎
印刷媒体・HP・動画を中心に、「デザインでどんな成果を求めるか」を重視し相談に対応

(6) 技術相談〈技術相談員〉・相談日時 火～金曜日 午前9時～午後5時(日時については、事前にご相談ください)

製品・技術開発・品質管理など、技術的な課題に対して、専門の相談員が出張・窓口相談によるアドバイスや情報提供を行います。



加藤光吉 (火・水)
都産技研にて、音響・超音波関係の試験・研究・相談等に従事。



山本 哲雄 (木・金)
都産技研にて、光源・照明関係の開発支援・研究・指導等に従事。

(7) 販路相談(コーディネーター)・相談日時 火～金曜日 午前9時～午後5時(日時については、事前にご相談ください)

ものづくり企業等の販路拡大、取引マッチングなど、ビジネスチャンスを拡大するため、専門のアドバイザーが出張・窓口相談によるアドバイスや情報提供を行います。



日暮高久(火・水)
都中小企業振興公社にて、総合相談、人材育成、中小企業共同グループ及び異業種グループ若手経営者の会の立ち上げ等を支援。



天川良正(木)
大手化学メーカーに勤務、販売促進、企画開発等を経験。
都中小企業振興公社にて販路開拓を支援。



早川 清志(金)
大手電機メーカーに勤務、販売促進、人材育成等を経験。
都中小企業振興公社にて販路開拓を支援。

(8) 社会保険労務士出張相談

人事労務関係の課題に対して、社会保険労務士が事業所まで出張し適切なアドバイスを行います。(要予約)

- ・対象 区内に住所(法人は本店登記)又は主たる事業所を有する中小企業者
- ・相談日時 予約時に調整(祝日を除く)相談1回あたり3時間以内。(1企業につき3回まで)

2. 主に創業を検討している方を対象とした支援

(1) イベント等

事業名	事業内容
創業支援等事業者連携 起業入門セミナー	区内の創業支援等機関と共同開催の起業入門セミナーです。起業の心構えに関する講義と、各種創業支援サービスをご案内します。
起業セミナー【特定創業支援等事業】	起業して間もない方、起業前で具体的なビジネスプランがある方を対象に、経営・販路開拓・財務・人材育成を学ぶ全4回のセミナーを開催します。
起業入門セミナー	起業に興味・関心がある方を対象に、起業とは何かを簡単に学べる入門セミナーを開催します。
起業家サロン	起業家同士、また、起業家と産業人が交流できる場としてサロンを開催します。
起業家交流会	3区（北区・豊島区・荒川区）合同で、起業仲間がつかれる交流会を開催します。
コミュニティビジネスセミナー	コミュニティビジネス（地域の課題をビジネスの手法を活用して解決する事業活動）での創業に必要な知識等を学ぶセミナーを開催します。
コミュニティビジネス交流会	区内コミュニティビジネス事業者による事業紹介や事業者と参加者がつながれる交流会を開催します。
コミュニティビジネス 創業支援ネットワーク	身近な先輩起業家がコミュニティビジネスの創業に関する支援機関・相談員としてセミナーや個別相談を開催します。
起業家講演会	区内の学生を対象に、起業を将来の職業選択時の1つとして意識してもらうため、起業家や経営者による講演会を実施します。

(2) 創業支援施設

施設名	事業内容
創業支援施設 ネスト赤羽	低廉な家賃での事務所スペースを提供します。
赤羽イノベーションサイト	起業家や創業予定者のほか、北区観光の担い手となる人々が集まり、共に成長しながら、新たな価値を創出していきます。

(3) 補助金

	種類	補助期間	店舗賃借料		店舗改修費等		事業内容
			補助率	上限額	補助率	上限額	
コミュニティビジネス チャレンジショップ事業 拡充		2年	2/3	1年目7万円 2年目5万円	2/3	200万	区内にある空き店舗などを活用して地域課題を解決するコミュニティビジネスを行う起業家に対し、店舗賃借料及び店舗改修費の一部を補助するとともにハンズオン支援（個別相談）を行います。
商店街空き店舗活用支援事業 拡充	生鮮三品販売店舗	2年	2/3	1年目7万円 2年目5万円	2/3	200万	区内商店街の空き店舗を活用して事業を行う起業家に対し、店舗賃借料及び店舗改修費の一部を補助するとともに経営相談を行います。今年度から、家賃補助上限額を拡充し、新たに店舗改修費についても補助を行います。なお、区内商店街の空き店舗情報をお探しの方には、区との協定を締結している区内不動産団体をご紹介します。
	その他店舗		1/3			100万	

●お問合せ先 経営支援係 電話 (5390)1237

商店街空き店舗活用支援事業については 商工係 電話 (5390)1235

3. 主に中小企業者を対象とした支援

詳しくは北区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.kita.lg.jp/business/index.html>



(1) 助成金・補助金 ※ものづくり企業：製造業または情報通信業のうちソフトウェア業（一部例外有）

事業名	補助率	補助上限	事内容	備考	問合せ先
中小企業リスクリテラシー支援事業	1/2	20万円	企業の更なる成長及び人材育成のための研修を支援します。	先着順（申請） 募集期限：2月末（予定）	産業振興係 (5390)1234
中小企業子連れワーク環境整備支援事業	1/2	50万円	「子連れワーク」を実施するための環境整備を支援します。	先着順（申請） 募集期限：2月末（予定）	
デジタル化等支援事業補助金	2/3	300万円	デジタル技術の導入を支援します。	デジタル化等支援事業伴走支援に参加した企業が対象	経営支援係 (5390)1237
事業承継促進支援事業	1/2	50～200万円	円滑な事業承継と事業承継を契機とした成長を支援します。	募集の開始はHPでご確認ください	
新製品・新技術開発支援事業	3/4	300万円	新しい製品・技術の開発を支援します。	ものづくり企業対象 募集期限：4月末（予定）	商工係 (5390)1235
新製品・新技術開発支援事業（脱炭素化事業枠）	4/5	300万円	新製品・新技術開発支援事業のうち、脱炭素社会の実現に貢献する新製品・新技術の開発を支援します。	ものづくり企業対象 募集期限：同上 事業例：省エネ型製品や再エネ活用技術の開発等	
産学連携研究開発支援事業	3/4	200万円	大学・公的研究機関等と連携した開発を支援します。	ものづくり企業対象 募集期限：8月末（予定）	
IT・IoT導入チャレンジ支援事業	3/4	100万円	労働生産性の向上を目的とした、ソフトウェア等の導入を支援します。	先着順（WEB予約 及び 事前面談）	
見本市等出展支援事業	1/2	25万円 海外は30万円	国内外で開催される展示会等への出展を支援します。	ものづくり企業対象 先着順（WEB予約）	
依頼試験等補助事業	1/2	10万円	試験研究機関等の利用を支援します。	ものづくり企業対象 先着順（WEB予約）	
知的所有権活用支援事業	1/2	10万円	知的所有権の取得を支援します。	ものづくり企業対象 先着順（WEB予約）	

(2) その他の支援

事業名	事業内容	備考	問合せ先
中小企業人材確保支援事業	人材の採用や定着に関する課題に対して、コンサルティングなどを通じて支援します。		産業振興係 (5390)1234
デジタル化等支援事業伴走支援	デジタル化専門家が伴走支援し、課題抽出から具体的な取り組み方針について一緒に考え、アドバイスをします。	支援対象事業者：5社程度 募集期限：6月（予定）	経営支援係 (5390)1237
企業交流促進事業	区内事業者がテーマを定めて企業交流会などを実施する際、北とびあの会議室を貸し出します。	先着順（WEB予約）	商工係 (5390)1235
ものづくり企業紹介『東京都北区ものづくり企業ガイドブック』	第五版の発刊を予定しております。新規掲載（15社程度）を募集します。	ものづくり企業対象 募集期限：5月（予定）	
北区・板橋区合同ものづくり企業商談会	北区と板橋区の共催で、製造業を対象とした事前マッチング型の個別商談会を開催します。詳細が決まりましたら、北区ホームページに掲載します。	ものづくり企業対象	
先端技術活用推進事業（AI・ロボット・IoT等セミナー）	製品の高付加価値化や技術開発の推進を図るため、先端技術に関するセミナーを開催します。	ものづくり企業対象	
きたくなるMONOづくりセミナー	経営戦略・商品開発・販路開拓・助成金活用など、様々なテーマでセミナーを開催します。	ものづくり企業対象	
自社商品ブランディング支援事業	区内の一般消費者向け商品を持つ製造業者を対象に、商品のブラッシュアップ、テストマーケティング、商談や営業代行等の支援を行い商品の差別化を図ることにより、販路拡大や売上向上を支援します。	支援対象事業者：5社 募集期限：5月（予定）	

4. 東京都 北区SDGs 推進企業認証制度

事業を通じてSDGs達成への積極的かつ継続的な取組を実践する企業等を「北区SDGs推進企業」として認証する制度です。本制度では事業者の継続的な成長・価値向上に貢献できるよう、事業者のSDGsの取組を支援しています。

認証対象

区内に本社、支店等の事業所を有し、北区内で事業を営む会社、個人事業主等

認証基準

- ・8つの申請要件に全て該当すること
- ・70項目のSDGsチェックリストの項目に70%以上該当すること
- ・SDGsの趣旨に資する自社の具体的目標を3つ以上設定すること

認証メリット

- ・区HP等で認証企業のPR、北区SDGs認証ロゴマークの使用
- ・北区SDGsコミュニティへの参加 など

●お問合せ先 産業振興係 電話 (5390)1234



詳しくは北区ホームページ
 をご覧ください。



5. 主に中小小売商業・サービス業に属する事業者を対象とした支援

詳しくは北区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.kita.lg.jp/business/industry/1011327/index.html>



(1) 商店街を対象とした支援

事業名	補助率	補助上限	事業内容
商店街イベント支援事業 拡充	2/3	第1事業500万円 第2事業50万円 共催事業500万円	商店街が実施する地域特性を活かしたイベント事業を補助します。 (若手・女性支援事業は、商店街の若手・女性グループが実施する総事業費100万円以内の事業を対象とします。 こども応援事業は、商店街等がこども向けに実施するイベント事業を対象とします。 組織活力向上支援事業は、組織の維持・活性化のため、法人格を有する商店街が実施するイベント事業を対象とします。 各支援事業ごとのその他要件についてはお問い合わせください。)
	8/9	若手・女性支援事業 88万8千円 こども応援事業 88万8千円	
	11/12	組織活力向上支援事業 500万円	
商店街地域経済交流事業	(友好都市) 4/5	20万円	商店街が特別区の区域外にある自治体や地域団体等と行う経済交流事業に対して補助します。
	(その他の都市) 2/3	15万円	
街を彩る商店街イルミネーション事業	4/5	300万円	JR駅前立地する商店街が駅前広場等をイルミネーションで装飾する事業に対して補助します。
商店街環境整備事業	2/3	法人格を有する商店街1億円 任意商店街2,000万円	商店街が設置する街路灯等の新設・改修などの環境整備にかかる事業を補助します。また、商店街が解散に伴い街路灯を撤去する費用を補助します。
	(街路灯撤去) 1/2	補助上限 1基あたり7万5千円	
商店街装飾街路灯補助事業 拡充	会員数29以下 4/5 会員数30以上 2/3	-	商店街が設置・管理している街路灯・アーチ等に係る電気料金を補助します。
商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業	1/10	1,500万円	一定の条件を満たした場合、既存LEDランプの交換、アーチ照明のLED化する事業を補助します。〔都の政策課題対応型商店街事業(補助率4/5)を活用した事業に対して補助を上乗せします。〕
がんばる商店街支援事業	2/3	500万円	フラッグや商店街マップ、ホームページの作成等商店街が実施する先進的かつ意欲的な事業を補助します。
商店街コーディネーター巡回相談事業	-	-	商店街コーディネーターが区内商店街を巡回して相談を受け、商店街活性化に向けた取組に関する課題の抽出や課題解決に向けた分析、取組の提案等の支援を行います。
商店街顧問アドバイザー派遣事業	-	(法人格を有する商店街) 8回 (任意商店会) 6回	区から商店街顧問アドバイザーを派遣し、商店街の課題解決に向けた取組みの提案や、意欲の高い商店主の発掘・連携支援を行います。
商店街法人化支援	-	-	商店街が共同事業をより積極的に展開していくための組織の法人化について、相談・助言等を行います。また、商店街振興組合法に基づく届出及び申請等の事務を行います。

(2) 主に個店を対象とした支援

事業名	補助率	補助上限	事業内容
個店の売上アップ実践講座	-	-	区内に店舗を有する経営者等を対象に、個店の売上向上に資する実践的な内容の講座を実施し、経営者の稼ぐ力の向上を図ります。
個店連携支援事業 拡充	2/3	2以上4以下の事業者で構成された 個店グループ：20万円 5以上9以下の事業者で構成された 個店グループ：50万円 10以上の事業者で構成された 個店グループ：100万円	個店グループが行う先進的かつ意欲的な取り組みに対して補助します。グループを構成する店舗数に応じて補助金の上限が変わり、最大100万円を補助します。
コミュニケーションボードの配付	-	-	外国人観光客にも普段どおりのおもてなしができるよう、外国語会話ができなくても接客対応ができるツールとしてコミュニケーションボード(飲食店版、小売店版、サービス業版の3種。英語、フランス語、中国語、ハンガリー語に対応)を配付します。また、3種類の業種のフレーズを1冊にまとめたハンガリー語版を配付します。
北区まちなかゼミナール (北区まちゼミ実行委員会主催)	-	-	区内商店街の各商店の店主が講師となり、各商店の専門知識や特性、ネットワークを活かして少人数のゼミナールを開催し、各商店の存在や特徴を知ってもらい、お店のファンづくりを推進します。平成28年度から30年度まで、区主催。

(3) その他の支援

事業名	補助率	補助上限	事業内容
区内共通商品券発行支援事業	-	-	北区商店街振興組合連合会が発行し、北区商店街連合会が販売する区内共通商品券の特別販売に対し、経費を補助します。 問合せ先 北区商店街連合会 電話(5390)1200

●このページのお問合せ先 商工係 電話 (5390)1235

6. 中小企業を対象とした融資あっせん

詳しくは北区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.kita.lg.jp/business/business-support/1011317/1011325.html>



(1) 北区中小企業融資あっせん制度

北区では、中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で活用できるよう、契約した金融機関に融資のあっせんをしています。

また、区は中小企業者の借入負担を軽減させるため、信用保証料と利子の一部を補給しています。

中小企業の主な例

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※①個人は従業員数のみ、法人は資本金が従業員数のいずれか一方が該当する必要があります。

②経営者、役員、家族従業員は従業員数に入りません。

③中小企業者で組織された法人格を有する団体も中小企業に含まれます。

④NPO法人は一部制度でご利用いただける場合があります。ご相談ください。

(2) あっせん制度の申込みから実行・利子等補給まで

①経営アドバイザーの事前相談…本人申込みの場合は、融資あっせん申込み前に、必要に応じて経営アドバイザーの経営相談を実施します。

相談は予約制です。 経営支援係 電話 (5390) 1237

②あっせん申込み…申込書に記入し、必要書類を揃え、産業振興課に申込みをしてください。

③あっせん書交付…書類確認後、即日あっせん書を交付します。診断が必要な資金は、診断日から2～3日後に交付します。

④金融機関に融資申込み…あっせん書を金融機関に持参し、融資の申込みをしてください。原則として信用保証協会に保証委託します。

⑤審査…金融機関と信用保証協会の審査があります。

⑥融資実行…審査後、融資が実行されます。個々の状況により異なりますが、融資申込みから実行まで通常1か月程度かかります(ただし、初めて信用保証協会を利用する場合は、1か月半～2か月程度)。

⑦結果報告…金融機関から北区に、融資の結果が報告されます。

⑧信用保証料・利子の一部補給…北区から中小企業者へ、信用保証料と利子の一部を補給します。

※起業家支援資金などの一部の制度においては、あっせん申込前および融資実行後に経営アドバイザーの現地訪問、診断が必要です。

(3) 信用保証協会

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から事業運営に必要な資金の融資を受ける場合に、その信用を保証することにより、借入を容易にし、事業の健全な発展を支援するための公的機関です。

信用保証協会を利用して保証を受ける場合は、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。

◆東京信用保証協会 上野支店 担当地域：北・文京・台東

台東区元浅草 2-6-7 マタイビル 5階 電話 (3847) 3171 (代表)

●このページのお問合せ先 経営支援係 電話 (5390) 1237

(4) 北区の融資あっせんメニュー（令和7年4月1日現在）

お申込みの際は、必要書類等がございますので事前に詳細をお問い合わせください。

対象者の基本要件

- ① 個人は区内に住所又は主たる事業所、法人は区内に本店登記を有し、原則として引き続き1年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
- ② 個人は前年度の北区特別区民税・都民税、法人は前期の法人都民税を完納していること
- ③ 東京信用保証協会の保証対象業種であること
- ④ 適切な事業計画と確実な資金計画があること
- ⑤ 個人は収入の過半数を事業収入から得ていること。
- ⑥ 現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

メニュー名	メニューごとの融資対象者の要件	融資限度額
原油価格・物価高騰対策緊急資金	基本要件を満たしており、次の要件に該当すること 原油価格及び物価高騰の影響により、直近1か月の売上高又は売上総利益額が直近3年間のいずれかの年における同月と比較して減少していること。	1,000万円
不況対策資金	基本要件を満たしており、最近3か月または1年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること	1,000万円
事業資金	基本要件を満たしていること	2,000万円
小規模企業小口資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ※既往債務の借換可 ①従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること	2,000万円
起業家支援資金	事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合（創業した日から1年未満を含む）で、次の全ての要件に該当すること ①区内に主たる事業所（法人にあっては本店登記及び主たる事務所）を有すること（ただし、法人の場合で北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい） ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること	1,500万円 （特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明がある場合は、2,000万円）
事業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①セーフティネット保証5号の認定を受けていること（認定有効期限内） ②中小企業等経営強化法による経営革新計画・新連携事業計画・経営力向上計画のいずれかの承認・認定を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと（別途要件あり） ④東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱に規定する認証企業 ⑤再生可能エネルギー電力を導入していること	1,000万円
事業承継支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①事業承継を3年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定しその実行に取り組むこと ②事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化に取り組むこと	1,500万円
夏季・年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間 令和7年6月2日から同年7月31日まで 年末資金の申込期間 令和7年10月1日から同年11月28日まで	500万円
原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金	基本要件を満たしており、次のすべての要件に該当すること ※原油物価高騰、コロナ借換資金の借換は不可。 ①北区原油価格・物価高騰対策緊急資金、北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金のいずれか又は両方を本融資により返済すること ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ③借入額は、返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限ること	2,000万円 （原油価格・物価高騰対策、コロナ緊急資金と共通枠）
不況対策借換資金	不況対策資金の対象者で次の全ての要件に該当すること ※不況対策借換資金の借換は不可。 ①北区中小企業融資（保証協会保証付き）を本融資により返済すること ②返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり1年以上継続して行っていること ③借入額は返済条件となる融資の残高以上であること ④申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限ること	1,500万円 （不況対策資金と共通枠）
緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ※緊急景気対策借換資金の借換は不可。 ①2本以上の北区中小企業融資（保証協会保証付き）を本融資により借換一本化すること ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を当初の約定どおり6か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の1.5倍以下であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限ること ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限ること	2,000万円
緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告を受けており区内に当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの	1,000万円

<団体向>

メニュー名	メニューごとの融資対象者の要件	融資限度額
団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の2分の1以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の3分の2以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人都民税（任意団体にあっては、代表者の前年度の個人住民税）を完納していること	2,000万円 （商店街振興組合は1億円）

●このページのお問合せ先 経営支援係 電話(5390)1237

(5) マル経融資利子補助金

東京商工会議所北支部の推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）をご利用の区内事業者の方に、支払い利子の一部を補助します。

マル経融資に関する問合せ先 東京商工会議所北支部 電話（3913）3000

7. 福利厚生

(一財) 東京広域勤労者サービスセンター北区営業所

北区・豊島区・荒川区・杉並区の4区内の中小企業で働く従業員の方と事業主の方へ、さまざまな福利厚生事業を展開しています。

事業案内

<https://www.tokyo-kinrou.jp/>



①給付金

結婚・出生・入学などの祝金、入院・障害・住宅災害の見舞金、死亡弔慰金の給付

②健康の維持増進

人間ドック、インフルエンザ予防接種、スポーツ施設等の利用助成などを行います。

③余暇の充実

はとバス日帰りツアー補助券。全国各地の宿泊施設の割引。東京ディズニーリゾートなどの遊園施設、日帰り温泉施設等の割引。映画、観劇、スポーツ観戦などのチケット割引などを行っています。

入会できる方

- ・4区内の中小企業（従業員数500人以下）の事業所や商店などで働く従業員と事業主の方です。
- ・継続雇用されているパートの方も入会することができます。
- ・入会の際は、事業所に働く皆さん全員でご入会ください。

会費

- ・入会金 1人200円（入会時のみ）
- ・会費 1人月額500円（年6,000円）

◆お問合せ先 （一財）東京広域勤労者サービスセンター北区営業所
電話（5390）1242

8. 北区の産業情報

(1) 北区商工通信「新しい風」

区内で特別な技術を持った事業所や魅力的なお店などを年2回紹介しています。



(2) 北区中小企業の景況

北区の中小企業の景況について、ホームページで四半期ごとの統計情報を提供しています。



(3) 北区補助金診断・検索システム

事業者を対象とした経営に関する国・東京都・北区の補助金等を調べることができます。



9. 内職あっせん

内職の相談・あっせん・求人募集

内職の相談・あっせん（要登録）を行っています。内職の仕事を発注していただく事業所の求人を募集しています。

- ・相談日時 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時
- ・場所 王子1-11-1 北とぴあ11階 産業振興課窓口
電話（5390）1234



（各項目の詳細は2次元バーコード対応機器を使用してリンク先のホームページをご覧ください）

10.その他の情報提供窓口

(1) (公財) 東京都中小企業振興公社

公社では経営相談・各種助成金・販路拡大・人材支援等、都内中小企業を対象に様々な支援を行っています。まずはワンストップ総合相談窓口にて、経営に関するお悩みをご相談ください。

千代田区神田佐久間町1-9 (東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)

電話 (3251) 7881

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/>



(2) 東京都知的財産総合センター

都内中小企業による知的財産の創造・保護・活用をサポートするため、東京都が設立し(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。

知財相談、セミナー、助成、スタートアップ知財支援、知財人材育成支援、知財戦略導入支援、知財活用製品化支援の7つを主な事業として、中小企業を支援しています。

台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

電話 (3832) 3656

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>



(3) (地独) 東京都立産業技術研究センター

東京都内の中小企業に対する技術支援(技術相談、依頼試験、機器利用、研究開発、人材育成)により、東京の産業振興を図り、都民生活の向上に貢献することを目的とする公設試験研究機関です。技術相談は無料で実施しております。まずは総合支援窓口へお問い合わせください。

江東区青海2-4-10

電話 (5530) 2140 (総合支援窓口)

<https://www.iri-tokyo.jp/>



(4) (独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる、外部積立型の国の退職金制度である「中小企業退職金共済制度」を運営しています。掛金は全額非課税で、その一部を国が助成し、パートタイマーや家族従業員も加入できます。

豊島区東池袋1-24-1

電話 (6907) 1234 (代表)

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



(5) (独) 中小企業基盤整備機構 (関東本部)

国の中小企業政策の中核的な実施機関として、起業・創業期から成長期、成熟期に至るまで、企業の成長ステージに合わせた幅広い支援策を提供しています。

経営相談、専門家派遣、販路開拓、海外展開、事業継続力強化計画、インキュベーション、マッチング支援、人材育成、小規模企業共済、経営セーフティ共済などの支援を実施しています。

港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 3階

電話 (5470) 1509 (代表)

https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kanto/



(6) 東京都企業立地相談センター

都内で事務所、店舗、工場、事業用地等の企業立地をお考えの企業や個人事業主様を対象に、「場所」探しのご相談を専門のアドバイザーが無料で行っています。ご希望条件をお聞きし登録不動産事業者に一斉照会するほか、都や都内区市町村の公的物件情報や支援制度もご案内しています。

江東区東陽2-4-24 サスセンター 1階

電話 (6803) 6280

FAX (6803) 6279

<https://www.ilsc.metro.tokyo.lg.jp/>



(各項目の詳細は2次元バーコード対応機器を使用してリンク先のホームページをご覧ください)

11. 関連機関一覧

掲載情報は2025年3月時点のものです。

融資関係

機関名	電話番号	住所
東京信用保証協会 上野支店	3847-3171	台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階
日本政策金融公庫 板橋支店	0570-032415 (ナビダイヤル)	板橋区氷川町39-2 板橋法人会館
日本政策金融公庫 上野支店	0570-032371 (ナビダイヤル)	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル5階
日本政策金融公庫 池袋支店	3986-1261	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル9階
東京都産業労働局 金融部 金融課	5320-4877	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側

税務・法務関係

機関名	電話番号	住所
王子税務署	3913-6211 (代表)	北区王子3-22-15
北都税事務所	3908-1171 (代表)	北区中十条1-7-8 (5/2まで) 北区上十条2-27-1 ジェイトモール3階 (5/7から)
荒川都税事務所	3802-8111 (代表)	荒川区西日暮里2-25-1
東京法務局北出張所 (登記所)	3912-2608 (代表)	北区王子6-2-66

労働・雇用関係

機関名	電話番号	住所
ハローワーク王子(王子公共職業安定所)	5390-8609 (代表)	北区王子6-1-17
赤羽しごとコーナー	3908-0161	北区赤羽1-1-38 (赤羽区民事務所内)
(公社)北区シルバー人材センター	3908-8400 (代表)	北区赤羽1-1-38
王子労働基準監督署	6679-0133	北区赤羽2-8-5
(一財)東京広域勤労者サービスセンター北区営業所	5390-1242	北区王子1-11-1 北とびあ11階
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	6907-1234 (代表)	豊島区東池袋1-24-1

商工団体

機関名	電話番号	住所
北区商店街連合会	5390-1200	北区王子1-11-1 北とびあ12階
東京商工会議所北支部	3913-3000	北区王子1-11-1 北とびあ12階
王子法人会	5390-1112	北区王子1-11-1 北とびあ12階
東京税理士会王子支部	5390-1213	北区王子1-11-1 北とびあ12階
王子青色申告会	5390-1188	北区王子1-11-1 北とびあ12階
北産業連合会	3900-3812	北区王子本町1-22-3
北区納税貯蓄組合連合会	5390-1199	北区王子1-11-1 北とびあ12階
東京北区観光協会	5390-1166	北区王子1-11-1 北とびあ1階

その他

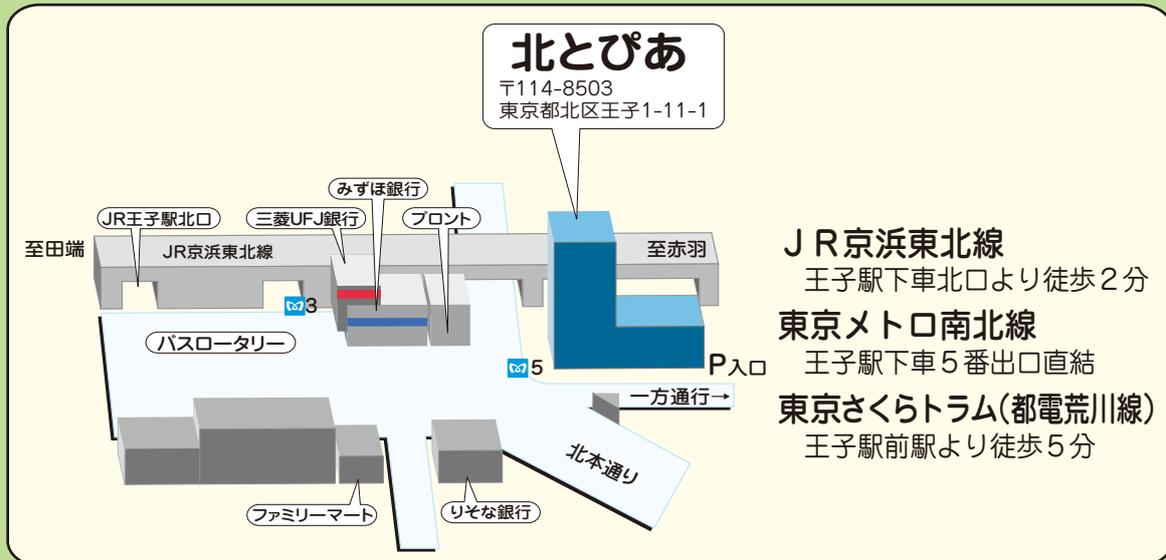
機関名	電話番号	住所
(公財)東京都中小企業振興公社	3251-7881	千代田区神田佐久間町1-9 (東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)
東京都知的財産総合センター	3832-3656	台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階
(地独)東京都立産業技術研究センター	5530-2140	江東区青海2-4-10
(独)中小企業基盤整備機構	5470-1509	港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階
東京都企業立地相談センター	6803-6280	江東区東陽2-4-24 サスセンター1階

北区産業支援情報（メールマガジン）

北区や東京都、国、他の団体が行う区内事業者向けのセミナー・イベント情報、補助金や融資の制度などの情報をピックアップして配信しています。ぜひ、ご登録ください。



◆お問合せ先 産業振興係 電話（5390）1234



ほかにも国、都の補助制度を活用できる場合がありますので、ご相談ください。

商業・ものづくり関連は …… 商工係 電話（5390）1235

創業関連は …… 経営支援係 電話（5390）1237

令和7年度 北区産業支援ガイド

発行 東京都北区 地域振興部 産業振興課
〒114-8503
北区王子1丁目11番1号 北とぴあ11階
電話 03-5390-1234
FAX 03-5390-1141

北区ホームページ
<https://www.city.kita.tokyo.jp/>